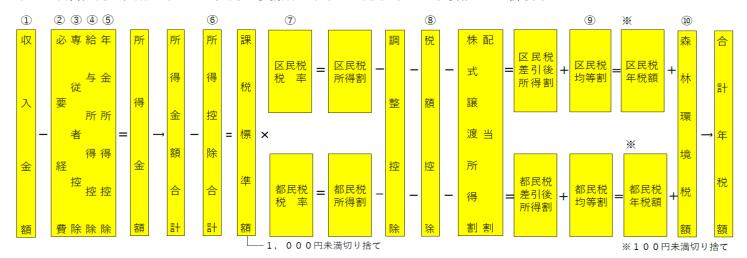
令和6年度 特別区民税・都民税(住民税)の算出方法

令和6年1月15日

令和6年1月1日現在、渋谷区内に住所がある人に対して、令和5年の1月から12月までの1年間の所得を基礎に税額を算出します。住民税の算出方法は次のとおりです。

なお、渋谷区内に住所はないが、区内に事務所のある人に対しては、均等割のみを課税します。



②所得の種類と収入金額・必要経費

所得	の種類	収入金額	必要経費
崖	常業	製造費・卸売業・サービス業・外交員・内職・医師・弁護士・俳優など、 事業から生じる収入金額	商品の原価、地代、家賃、租税公課、減価 償却費、交通費など
不	動産	家賃・地代などによる収入金額	固定資産税、修繕費、減価償却費、損害保険料など
利]子	公債、社債、預貯金などの利子の合計額	必要経費の控除はありません
酉	巴当	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、公社債投資信託以外の証券投資信託の分配金などの収入の合計額	株式などの元本を取得するための負債の利 子
絽	与	給与、賞与などによる収入の合計金額	給与所得控除後の金額については④を参照 してください
	年金	公的年金等による収入金額(国民年金・厚生年金・共済年金・恩給・ 年金基金など。 遺族年金・障害年金などは除く)	公的年金所得控除後の金額については ⑤を参照してください
雑	業務	原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	収入をあげるために支出した金額など
	その他	いずれにも該当しない収入金額(生命保険年金、郵便局の年金保 険、互助年金、シルバー人材センターからの分配金など)	収入をあげるために支出した金額など
譲渡		機械、自動車、営業権、ゴルフ会員権、骨とうなどの資産の譲渡収入金額(土地、建物などで分離課税されるものを除く) ※保有期間が5年以下の資産の譲渡は短期譲渡、5年を超える場合は長期譲渡に分かれます。	譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費など

賞金・懸賞金・競馬などの払戻金、満期生命保険料などの一時的な収 一時

生命保険料支払額、掛金の総額など

入

山林所得、退職所得(特別徴収の対象とならない退職金)、土地や株式等の分離譲渡所得などについては、区役所税務課または税 務署までおたずねください

③専従者控除

生計を一にしている配偶者や 15 歳以上のその他の親族で、あなたの事業に専従した期間がその年を通じて 6 ヶ月を超える場合には、 事業専従者として、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない方の金額(事業専従者控除額)が収入金額から控除されます。

- (1) 500,000 円。ただし配偶者は 860,000 円。
- (2) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (事業専従者の数+1)
- なお、事業専従者控除額または青色専従者給与額は必要経費に加えてください。
- ④給与所得金額給与所得金額は、給与等の収入金額から法律に規定された給与所得控除額を差し引いて所得金額を算出します。 給与所得控除後の金額は、次の表のとおりです。

なお、令和3年度から所得金額調整控除が新設されました。(下記を参照)

収入金額(支払金額)	給与所得控除後の金額			
550,999 円以下	0 円			
551,000 円~1,618,999 円まで	99 円まで 収入金額 – 550,000 円			
1,619,000 円~1,619,999 円まで	1,069,000	円		
1,620,000 円~1,621,999 円まで	1,070,000 円			
1,622,000 円~1,623,999 円まで	∃~1,623,999 円まで 1,072,000 円			
1,624,000 円~1,627,999 円まで	1,074,000	円		
1,628,000 円~1,799,999 円まで	計算収入額×0.6+100,000円	◎計算収入額		
1,800,000 円~3,599,999 円まで	計算収入額×0.7- 80,000円	収入金額÷4,000 円による整		
3,600,000 円~6,599,999 円まで	計算収入額×0.8-440,000円	数×4,000 円		
6,600,000 円~8,499,999 円まで	収入金額×0.90-1,100,000 円			
8,500,000 円以上	収入金額-1,950,000 円			

・所得金額調整控除以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

所得金額調整控除には、次の A または B のとおり、2 種類の控除があります。

A: 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合

- (1)本人が特別障害者に該当する
- (2)23 歳未満の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。 したがって、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、年齢23歳未満の扶養親族である子がいる場合、夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。

B: 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得および公的年金等雑所得があり、その合計金額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額=給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万円)

+ 公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円超の場合は 10 万円)-10 万円

※前頁 A の所得金額調整控除(子ども等)の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

⑤公的年金等所得金額

公的年金等所得金額は、年金の収入金額から法律に規定された公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。公的年金等 所得控除後の金額は、下表のとおりです。

			公的年金等所得控除後の金額			
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
年齢	公的年金等の収入金額	1,000 万円以下	1,000 万円超~ 2,000 万円以下	2,000 万円超		
65 歳以上	330 万円未満	収入金額-110万円	収入金額-100万円	収入金額-90 万円		
(昭和 34 年 1 月 1 日以前生)	330 万円以上 410 万円未満	収入金額×0.75 -27万 5,000円	収入金額×0.75 -17万 5,000円	収入金額×0.75 -7万 5,000 円		
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×0.85 -68万 5,000円	収入金額×0.85 -58万 5,000円	収入金額×0.85 -48万 5,000円		
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×0.95 -145万 5,000円	収入金額×0.95 -135万 5,000円	収入金額×0.95 -125 万 5,000 円		
	1,000 万円以上	収入金額 -195 万 5,000 円	収入金額 -185 万 5,000 円	収入金額 -175 万 5,000 円		
65 歳未満	130 万円未満	収入金額-60 万円	収入金額-50 万円	収入金額-40 万円		
(昭和 34 年 1 月 2 日以降生)	130 万円以上 410 万円未満	収入金額×0.75 -27万 5,000円	収入金額×0.75 -17万 5,000円	収入金額×0.75 -7 万 5,000 円		

410 万円以上 770 万円未満	収入金額×0.85 -68万 5,000円	収入金額×0.85 -58万 5,000円	収入金額×0.85 -48万 5,000円
770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×0.95 -145万 5,000円	収入金額×0.95 -135万 5,000円	収入金額×0.95 -125万 5000円
1,000 万円以上	収入金額 -195 万 5,000 円	収入金額 -185 万 5,000 円	収入金額 -175 万 5,000 円

⑥所得控除額

種類	控除	額		
雑損控除	(損害金額 - 保険金等で補てんされた金額) - (総所得金額等(注)の合計額×10%) または (災害 関連支出の金額 - 5 万円) のうちいずれか高い方の金額			
だち らか 一 医療費控除 方	(支払った医療費の総額 – 保険金等で補てんされた金額) – (総所得金額等の合計額×5%〔10 万円を限度〕) (控除限度額は 200 万円です)			
Dみ 適 セルフメディケーション税制 用 (医療費控除の特例) 可	(スイッチ OTC 医薬品購入費用 – 保険金等で補て (控除限度額は 88,000 円です)	んされた金額) – 12,000 円		
社会保険料控除	国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者 た保険料の全額	首医療保険などの保険料を支払った場合、支払っ		
小規模企業共済等掛金控除	第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金掛金を支払った場合、支払った掛金の全額			
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をそれぞれ以下の計算式にあてはめ、算 出した控除額の合計金額			
	平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約 (新契約)に適用			
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額		
【新契約】	12,000 円以下	支払保険料の全額		
A 一般生命保険料	12,001 円~32,000 円まで	支払保険料×1/2+6,000 円		
B 介護医療保険料 C 個人年金保険料	32,001 円~56,000 円まで	支払保険料×1/4+14,000 円		
	56,001 円以上	28,000 円		
	支払った保険料が ABC とある場合 … A+B+C (控除限度額は 70,000 円)			
	平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約	 D (旧契約)に適用		
【旧契約】	支払った保険料の金額	生命保険料控除額		
D 一般生命保険料 E 個人年金保険料	15,000 円以下	 支払保険料の全額		
	15,001 円~40,000 円まで	支払保険料×1/2+7,500 円		

	40,001 円~70,000 円まで	支払保険料×1/4+17,500 円				
	70,001 円以上	35,000 円				
	支払った保険料がDとEの両方ある場合 … D+E (控除限度額は 70,000 円)					
	「新契約」と「旧契約」がある場合下記のとおり計算し	ます				
【新契約】と【旧契約】両方の場	・「新契約」と「旧契約」それぞれで計算した金額の合	計額(限度額 28,000 円)				
「利突がJC(旧突がJ画力の場合	・「新契約」のみで計算した金額(限度額 28,000	円)				
	・「旧契約」のみで計算した金額(限度額 35,000 円)					
	※「新契約」と「旧契約」の控除の合計限度額が 70,000 円です					
地震保険控除	地震保険料および旧長期損害保険料の控除額の合	合計額(控除限度額は25,000円)				
	支払った保険料の金額	地震保険料控除額				
【地震保険料】	50,000 円まで	支払保険料×1/2				
	50,001 円以上	25,000 円				
	支払った保険料の金額	地震保険料控除額				
	5,000 円まで	支払保険料の全額				
【旧長期損害保険料】	5,001 円~15,000 円まで	支払保険料×1/2+2,500 円				
	15,001 円以上	10,000 円				

⁽注)総所得金額等に関する説明は10ページを参照してください。

·人的控除額(注1)

	区分		控除額	
		納税義和	務者の合計所得	金額 (注2)
		900 万円以下	900 万円超~	950 万円超~
			950 万円以下	1,000 万円以下
配偶者控除	一般	33 万円	22 万円	11 万円
※納税義務者本人の合計所得金額 が1,000 万円を超える場合 は適用されません	老人(70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円
	配偶者の合計所得金額			
	48 万円超~95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
悪7/田 	95 万円超~100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
配偶者特別控除 ※控除対象配偶者以外の配偶者に	100 万円超~105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
適用	105 万円超~110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
ただし、納税義務者本人の合計所 得金額が1,000 万円を超える場合	110 万円超~115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
は適用されません	115 万円超~120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超~125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超~130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超~133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	一般扶養(16 歳~18 歳、23 歳~69 歳)	33 万円		
++ ÷ +₩₽Λ	特定扶養(19 歳~22 歳)	45 万円		
扶養控除	老人扶養(70 歳以上)	38 万円		
	同居老親等(同居している 70 歳以上の親等)	45 万円		
	障害者控除	26 万円(特別障害者は 30 万円)		
1	司居特別障害者控除	23 万円(特別障害者控除に加算)		
	寡婦控除	26万円		
	ひとり親控除		30万円	
	勤労学生控除		26万円	
		納税	義務者の合計所	得金額
	基礎控除			
	全处江州			
※前年の合計所得金額が2,40	2,400)万円以下	43 万円	
除額が段階的に減額し、前年				
できないものとされました。				
また、前年の合計所得金額が	2,500万円超の者は基礎控除が適用できなくなること			
に伴い、調整控除を適用しない	いこととされました。	2,400 万円起	翌2,450万円以⁻	下 29 万円
		2,450 万円起	2,500万円以	下 15 万円
		2,50	0万円超	0円

⁽注1) 人的控除に該当するかどうかは、令和5年12月31日の現況によって判断します。

⁽注2) 合計所得金額に関する説明は10ページを参照してください。

⑦所得割税率

	特別区民税	都民税
税率	6%	4%

・分離課税の税率

	特別区民税	都民税		
L-140-4-14	一般		5.4%	3.6%
短期譲渡所得	軽	減	3%	2%
	_	般	3%	2%
	特定	2,000 万円以下	2.4%	1.6%
長期譲渡所得		2,000 万円超	3%-12 万円	2%-8 万円
		6,000 万円以下	2.4%	1.6%
	軽課	6,000 万円超	3%-36 万円	2%-24 万円
	一般分		3%	2%
株式等に係る譲渡所得	上場分		3%	2%
	3%	2%		
先物取引に係る事業・雑所得			3%	2%

⑧税額控除

・調整控除(住民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置)下記の金額が個人住民税所得割額から控除されます。 住民税の合計所得金額が2,500万円超の場合、調整控除は適用されません。

住民税の合計課税所得金額(注)が 200 万円以下の人	住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の人
(イ)と(ロ)のいずれか小さい額の 5% (区 3%・都 2%)	【人的控除額の差の合計額-
(イ) 人的控除額の差の合計額	(合計課税所得金額 – 200 万円)】× 5% (区 3%・都 2%)
(ロ) 個人住民税の合計課税所得金額	※この額が 2,500 円未満またはマイナスの場合は 2,500 円

⁽注) 合計課税所得金額に関する説明は10ページを参照してください。

<参考> 住民税と所得税の人的控除額の差

区分			人的控除額の差			
	基礎控除			納税義務者の合計所得金額		
				2,400 万円超~ 2,450 万円以下		
			5 万円	5万円※	5万円※	
			納稅	記義務者の合計所得	建全額	
配偶者控除			900 万円以下	900 万円超~ 950 万円以下		
		一般配偶者	5 万円	4 万円	2 万円	
	老人配偶者		10 万円	6 万円	3 万円	
	配偶者の合計所得金額 48 万円超 50 万円未満		5 万円	4 万円	2 万円	
配偶者特別	配偶者の合計所得金額 50 万円以上 55 万円未満		3 万円	2 万円	1 万円	
JIPA	※配	偶者の合計所得金額が 55 万円以_	上の場合、人的控除額の差は 0 円となります			
	一般扶養(16 歳~18 歳、23 歳~69 歳)		5 万円			
扶養控除	特定扶養(19 歳~22 歳)		18 万円			
沃食 症啉	老人:	扶養(70 歳以上)	10 万円			
	同居老親等(同居している 70 歳以上の親等)		13 万円			
7,	いたの立日	母である者	5 万円			
0	ひとり親 父である者		1 万円			
	障害者·寡婦·勤労学生			1 万円		
	特別障害者			10 万円		
	同居特別障害者(特	寺別障害者に加算)		12 万円		

[※]調整控除の算出に使用する上での金額となっており、実際の住民税と所得税との控除差とは異なります。

·配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた額が個人住民税所得割額から控除されます。

	特別区民税		都民税	
課税総所得金額等(注)	1,000 万円 以下	1,000 万円を 超える部分	1,000 万円 以下	1,000 万円を 超える部分
利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託、特定株式投資信 託の収益の分配	1.6%	0.8%	1.2%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託 (一般外貨建等証券投資信託を除く)の収益の分配	0.8%	0.4%	0.6%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.2%	0.3%	0.15%

⁽注)課税総所得金額等に関する説明は10ページを参照してください。

附を行った場合、寄附先に応じた控除額が個人住民税所得割額から控除されます。

寄附先	控除
都道府県·市区町村(指定団体)	①基本控除と②特例控除の合計額
住所地の共同募金会および、日本赤十字社の支部都道府県・市区町村(指 定団体以外)	①基本控除の金額
地方公共団体の条例で指定した団体(区条例で指定した団体)	①基本控除のうち a の額
地方公共団体の条例で指定した団体(都条例で指定した団体)	①基本控除のうち b の額

- ① 基本控除 (a+b) a [寄附金の合計 (総所得金額等の 30%を限度) 2,000 円] × 区 6%
- b [寄附金の合計(総所得金額等の 30%を限度) 2,000 円] × 都 4%
 - ② 特例控除

指定団体である都道府県・市区町村への寄附金があった場合は次の算式による金額を①に合算します。 ただし、特例控除額は住民税所得割額の 20%を限度とします。

[寄附金の合計(総所得金額等の 30%を限度) - 2,000 円] ×

(90%-所得税率^{*1}×1.021^{*2}) × 区 3/5·都 2/5

- ※1 所得税で適用されている所得税率と異なる場合があります。
 - ※2 住民税寄附金税額控除から復興特別所得税(2.1%)に対応する率を減ずるための調整措置
- ◎渋谷区の条例により指定された団体は、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団・社会福祉法人渋谷区社会福祉協会・公益社団 法人渋谷区勤労者福祉公社・公益財団法人渋谷区文化・芸術振興財団です。(令和6年1月1日現在) この団体に係る寄 附金控除額は特別区民税所得割額から控除されます。
- ◎東京都の条例で指定された団体への寄附については、都民税所得割額から控除されます。

[・]寄附金税額控除令和5年中に次のいずれかに寄

・住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)平成 21 年 1 月~令和 7 年 12 月に居住開始し、所得税の住宅借入金等特別 控除(特定増改築を除く)の適用があり、かつ、所得税で控除しきれなかった金額があるときは、下表の金額が翌年度の住民税所得 割額から控除されます。

居住年月	控除限度額 ^{※1}
	次のいずれか小さい額
平成 21 年 1 月~平成 26 年 3 月、令	・住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
和 4 年 1 月 ^{※2} ~令和 7 年 12 月 ^{※3}	・所得税の課税総所得金額※5、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の
	5% (97,500 円を限度)
平成 26 年 4 月~令和 4 年 12 月 ^{※4}	次のいずれか小さい額
	・住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
	・所得税の課税総所得金額 ^{※5} 、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の
	7% (136,500 円を限度)

- ※1次の人は住民税における住宅ローン控除の適用はありません。
 - ・住民税が非課税または均等割のみ課税されている人
 - ・所得税が分離所得のみの人、所得税から住宅ローン控除を全額控除できる人、住宅ローン控除を適用しなくても所得税が非課税 になる人
- ※2 令和 4 年中に入居した人のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が 10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、下段の欄の控除限度額が適用となります。
- ※3 令和 6 年以降に建築確認を受けた新築住宅については、省エネ基準への適合が要件です。
- ※4 居住年月日が上記期限内に該当する場合でも、住宅購入等に適用される消費税率が8%または10%でない場合や、個人間の売買の場合などについては、上段の欄の控除限度額が適用となります。
- ※5 課税総所得金額に関する説明は 10 ページを参照してください。
- ・配当割額または株式等譲渡所得割額の控除配当割・株式等譲渡所得割がある場合は個人住民税所得割額から控除され、控除しきれなかった額については均等割額に充当します。

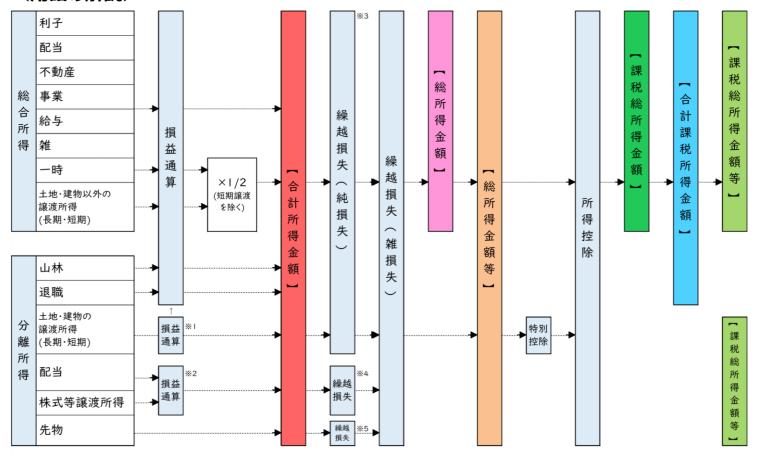
9均等割額

	特別区民税	都民税
均等割額	3,000 円	1,000 円

⑩森林環境税

	森林環境税
税額	1,000 円

<用語の解説>



- ※ I 居住用財産の買換え等・特定居住用財産の譲渡損失の損益通算。控除しきれなかった損失は、他所得と損益通算可
- ※2 上場株式等に係る譲渡損失及び上場株式等に係る配当所得の損益通算
- ※3 居住用財産の買換え等・特定居住用財産の譲渡損失の繰越損失を含む
- ※4 上場株式等に係る譲渡損失の繰越損失
- ※5 先物取引にかかる雑所得金額等の繰越損失

合計所得金額

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計額(損益通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額ただし、「総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長期譲渡所得・短期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を 加算した金額です。

総所得金額

総所得金額とは、総合所得(利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得(営業等、農業)、給与所得、総合課税の短期譲渡所得 および雑所得の金額の合計額、総合課税の長期譲渡所得および一時所得の金額(2 分の 1 後の金額))に損益通算や、前年から繰り越 した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額をいいます。分離所得は含みません。

総所得金額等

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計額(損益通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。
 - ・純損失や雑損失の繰越控除
 - ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
 - ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
 - ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
 - ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
 - ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長期譲渡所得・短期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

課税総 所得金額

課税総所得金額とは、総所得金額から所得控除を差し引いた額をいいます。分離所得は含みません。

合計課税所得金額

合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額をいいます。分離所得は含みません。

課税総所得金額等

課税総所得金額等とは、課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期(短期)譲渡所得の金額、上場株式等に係る課税配当所得の金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額および先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。山林所得・退職所得は含みません。

【問い合わせ】渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係

(TEL: 03-3463-1719·1726)